

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

田辺公園拡張整備事業特定公園施設譲渡契約の一部変更契約

専 決 処 分 書

田辺公園拡張整備事業特定公園施設譲渡契約の一部変更契約

田辺公園拡張整備事業特定公園施設譲渡契約の一部を下記のとおり変更し、
契約を締結する。

令和6年11月11日

京田辺市長 上 村 崇

記

1 契約の目的

令和5・6年度債務負担行為 田辺公園拡張整備に係る Park-PF
I 工事委託

2 契約の金額

(1) 変更契約金額（変更後の総契約金額） 330,737,200円
(2) 変更による増額金額 13,587,200円

3 契約の相手方 東レ建設グループ

代表法人 住所 大阪市北区中之島三丁目3番3号

氏名 東レ建設株式会社

代表取締役社長 古川 正人

構成法人 住所 大阪府枚方市伊加賀寿町1番5号

氏名 京阪園芸株式会社

代表取締役社長 酒井 勇治

構成法人 住所 大阪市北区中之島三丁目3番3号

氏名 東洋コミュニケーションサービス株式会社

代表取締役社長 正子 総一郎

4 変更契約締結日

令和6年1月12日

田辺公園拡張整備事業特定公園施設譲渡契約の一部変更契約説明

1 変更概要

労務単価や資材単価の著しい変動（インフレーション）により、田辺公園拡張整備事業特定公園施設譲渡契約書第2条第2項に基づく譲渡対価の変更（増額）が生じたもの。